

平成 24 年 9 月総務企画委員会 議事概要

H24.9.24 作成

H24.9.28 修正

日 時：平成 24 年 9 月 18 日(火) 18:00～20:10

場 所：建築士会 会議室

出席者：(委員長)金子 修司

(副委員長)長田 喜樹

(委員)芝 京子、二宮 智美、菊嶋 秀生、長谷川 行彦、福井 通、毛塚 尚男
加藤 清、永井 香織

(担当常任理事)村島 正章

(オブザーバー)花方 威之

(事務局)佐川事務局長 田中職員

欠席者：(委員)石井 明、山根 三郎、山成 芳直、高橋 聡

<報告事項>

1 賛助小委員会主催・ニチハ(株)協力

○講習会「木造住宅の耐震診断と耐震改修に関する勉強会」について【資料 9】

《担当委員より報告》

・本年度は上期に KTB 協会様による耐震補強についての講習会を開催しました。

ニチハ(株)様は 2 度目の講習会開催になります。既に申込が始まっています。

<確認事項>

1 前回(7/17)議事録の確認【資料 1】

○事前に送付された議事概要(案)について、事務局より資料中の数値について訂正説明があった後、異議なく承認されました。

2 平成 24 年度 収入・支出予算及び執行額(平成 24 年 8 月 31 日現在)【資料 2】

《会長より説明》

・収入は前年度同期より数百万円程少ないのですが、前年度は関係団体から寄付金収入があったためです。支出の執行率が昨年より少ないのですが、本年は 60 周年記念事業等があるため予算の収入・支出ともに多めにみております。予定通り収入を確保できるかが今後の課題です。

・支出増の要因は、需要費及び委員会活動費が多くなっているためです。前年度は役員改選時期であったため、委員会がスロースタートでした。本年度は 60 周年記念事業、また全国大会が関プロ圏内で開催されることによる支出増が見込まれますので、プラスマイナス 0 であれば上出来ではないかと考えています。

[質疑応答]

問：前年度は数百万円分の臨時収入で、赤字が解消できたということですか。

答：数百万円の黒字が出たということです。なお、今年度は、某団体からの助成金収入が計上されていますが、続神奈川建築史図説刊行用の助成金ですので、そのまま支出されてしまいます。

<協議事項>

1 60 周年記念事業について

○「60周年記念誌」に係る情報広報委員会との調整事項【資料3】

《副委員長より説明》

- ・本委員会の担当は前半のオフィシャルな部分です。会員からの寄稿を主体とする後半は、情報広報委員会にお願いできればと思っています。

☆本委員会内に小委員会を設けて進めることとなりました。なお、メンバーは委員長・副委員長に一任されました。

- ・(60周年記念誌とは別のテーマとして、「2012年版建築士会事業概要」に委員会委員名簿を掲載しても支障ないか、情報広報委員会から当委員会へ問題提がありました。情報広報委員会では見は①個人情報保護の観点から委員の同意を得てから②特に同意を得なくても、積極的に公開すべきとの二つの意見がありました。

☆総務企画委員会としては、「委員はボランティアであるので、特に同意を得なくてもよいのではないか」との意見とすることとなりました。

《委員長より補足》

- ・前半のオフィシャルな部分は、挨拶よりも客観的なデータ集の役割を重視すべき。何かあった時、データを参照できるようにしておくことは有意義。

[質疑応答]

問:40周年記念誌というものも刊行されているのですか。

答:刊行されています(※40周年記念誌の実物を回覧)。

《会長より補足》

- ・40周年記念誌を作成した時期は、士会が潤沢でした。今回これを真似することは難しいです。

問:どれぐらいのページ数を予定していますか。

答:50ページ程度です。

問:スケジュールはどのようになりますか。

答:情報広報委員会は、これから「SALON」1月号の発行準備に取り掛かります。本誌は、それとの重複を避けつつ、2月上旬までに原稿をまとめれば、3月1日の配布に間に合うと思います。

2 新法人制度関係について

○公益目的支出計画について【資料4】

《担当職員より公益目的事業(継続事業1~4)、収益事業(その他事業1~3)及び共益事業(法人会計)について説明》

《会長より補足》

- ・支部会計に関して、支部によっては公益事業を実施しているところもありますが、本会会計との棲み分けが難しいため、公益事業会計(継続事業会計)に記載せず、支部事業は全て法人会計に合算しました。なお、本資料の会計区分にあわせて予算の組替えを行い、理事会にお諮りします。
- ・また、公益目的財産の算出にあたって、基本財産が含まれるかどうかは認可庁である県に問合せ中です。

[質疑応答]

問:WESニュースの発行が公益事業となっていますが、会員外にもどこかに配布しているのですか。

答:ある支部から、WESニュースを外部に配布したいとの申し出がありましたので、複数部お渡ししたことがございます。

問：継続事業①～④すべてが赤字でなくてはならないのですか。

答：トータルで赤字となっていれば構いません。

問：公益目的支出計画は毎年検査が入るのですか。

答：これまでの各部局ごとの主務課とは違い、一般社団法人はすべて神奈川県総務部の所管となるため、どのような頻度となるかはわかりませんが、報告は毎年必要になります。

《会長より補足》

・県の公益認定等審議会では、一般法人移行の場合、主として公益目的支出計画が審査の対象になるものと思われます。本会は継続事業のみですので、そこまで厳しくはならないと思われま

3 神奈川県建築士会「会員増強タスクフォース」委員会の名称変更について【資料 5】

《事務局長より説明》

・定款第 16 条に規定される委員会名称との重複を避けるため、名称を変更します。

問：「タスクフォース」の言葉自体に、会議体の意味がこめられているので、「委員会」を「対策会議」に置き換えても、ある種の重複感は残りますが。

答：「タスクフォース委員会」という名称で、いったん合意を得ましたので、置き換えで対処したいと思います。

4 神奈川県建築士会広告掲載取扱要領の一部改正について【資料 6】

《事務局長より説明》

・A 版 4 頁以上のパンフレット等を封入する際の料金の定めがないため、情報広報委員会で改正しましたが、総務企画委員会の議も経ることとしたものです。

《会長より補足》

・本件は理事会決議事項ですので、次回の理事会にお諮りします。

[質疑応答]

問：賛助会も会員扱いですか。

答：その通りです。

問：規定された金額は、一般的に見て高いのですか。

答：A4 サイズですと、大和運輸のメール便で送付しても 100 円かかりますので安いものと思われます。また、3 千名の会員建築士に直接届きますので、会誌への同封は良い PR 手段と評価されていると思います。

5 (社)神奈川県建築士会会員の処分について【資料 7】

《事務局長より説明》

・ある会員が建築士法による業務停止の懲戒処分を受けましたので、現行の定款に基づく処分について検討中です。

・参考までに、関プロ内で具体的な処分規程を設けている某士会に確認したところ、業務停止等の懲戒処分では除名していません。また、除名以外の懲戒措置として、文書注意、戒告等の段階を設けています。

《会長より補足》

・免許取り消しであれば、会員資格がなくなるわけですから除名処分もあり得ますが、業務停止等の懲戒では除名をしないのが一般的のようです。なお、新定款では除名は総会決議事項となっております。

・現行定款では、理事会で除名を決定することができますが、運用は慎重に行うべきと考えています。

[質疑応答]

問：除名処分以前に、本人が釈明を行う機会がありますか

答：現行定款では処分をしてからとなっています。(定款第9条第2項)

《委員より補足》

・委員会を設けてヒアリングを行ってから処分した団体の事例を承知しています。

問：本人が行政不服を申し出ることはあり得ますか。

答：あり得ます。

問：定款では、処分前の本人への聴聞を義務付けていませんが、逆に禁止もしていません。定款によらない任意の事情聴取を行ってはいかがでしょうか。また、処分の発効は平成25年1月からですから、拙速で結論を出す必要はないと思います。

《会長より補足》

・某士会の懲戒規定は、建築関係法令違反があった場合に ①文書注意・戒告 ②会員資格の停止 ③退会勧告 としています。行政処分を受けたから直ちに除名、ということにはなりません。

☆理事会での審議前に、現行定款の処分条文を提示した上で、当該会員から話を聞く機会を設けることとなりました。

6 (社)神奈川県建築士会職員就業規則の一部改正(案)並びに神奈川県建築士会職員の再雇用等に関する規程(案)について【資料8】

《事務局長より説明》

・高齢者の雇用対策に関し法的に義務づけられる措置には、何通りかありますが、「定年年齢引き上」制度では、継続的・機械的な雇用義務が生じ、士会事務局のような小さな所帯の実態にあいません。そこで「再雇用希望者に対する継続雇用」制度を導入することとし、規程を整備するものです。なお、行政OB職員については、規則第15条の2第2項で対象外と規定されているため、それ以外の事務局職員が対象の継続雇用制度です。

・内容については、県建築安全課に事前確認済みです。

[質疑応答]

問：規程(案)第4条では、再雇用の申し出は6ヶ月前までとなっていますが、内示は1ヶ月前(第7条)となっています。これでは立場が不安定です。再雇用条件が満足できなかつたら、他の再就職先を探すことも考えられるので、内示の時期を早めてはいかがですか。

答：規程(案)第7条の「1ヶ月前内示」は、最初の再雇用決定ではなく、1年毎の更新継続にあたっての内示時期です。しかし、最初の再雇用決定の時期も、対象者に不利とならないよう配慮いたします。

☆以上の議論の後承認され、理事会に諮ることとなりました。

7 今後の主な事業及びその日程について【資料8】

《事務局長より説明》

<報告事項>

時間の関係上、各委員でご確認いただくこととなりました。

◆その他

①第 56 回神奈川建築コンクール協賛者賞の選定結果について【資料なし】

《事務局長より報告》

②神奈川県建築士会「景観整備機構」のあり方について【当日追加資料】

《担当常任理事より説明》

- ・具体的には、川崎支部の指定をうけてから進めていく予定です。

次回は平成 24 年 10 月 16 日(火) 午後 6 時からの開催です。